

公示番号：19a00268

国名：ラオス

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：ラオス 保健医療サービスの質改善プロジェクト（情報マネジメント/組織開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：情報マネジメント/組織開発
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月中旬から12月下旬
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 1.27M/M、合計 1.52M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第一次 国内準備1日、現地業務26日、国内整理2日
- ・ 第二次 国内準備1日、現地業務12日、国内整理1日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年7月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月8日(木)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点

- | | |
|-------------------|---------|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計100点) |

類似業務	情報マネジメント（保健医療、特に医療サービスの質改善分野の調査経験があればさらに望ましい）
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

【ラオスにおける保健医療サービスの質改善プロジェクトの取り組み】

ラオス保健省は 2016 年 8 月に「病院の 5 つの強みと皆の満足（Five Goods One Satisfaction:以下 5G1S）」の政策を掲げ、病院の質を 5 つの強みであるおもてなし（Welcome）、清潔さ（Cleanliness）、利便性（Convenient）、正確で迅速な診断（Diagnosis）、適切な治療（Treatment）および患者と医療サービス提供者の満足の視点から改善していこうとしている。これに準じて、保健医療サービスの質改善プロジェクト（以下、QHC プロジェクト）を実施している南部 4 県の病院では、病院が提供するサービスの質を改善すべく、(1)病院の質基準の導入と改訂、(2)定期質評価と優先改善機会の同定、(3)日常管理と継続的質改善活動の 3 つを病院の質改善モデル（QHC モデル）として導入している。また各県病院は質を担当する部署として質委員会を立ち上げ、各病棟での質基準を用いた定期自己評価の結果と評価結果から得られた改善課題のリスト、それに対応する改善活動案とその進捗といった情報を収集・分析することで、病院全体としての質の取り組みを管理しようと努めている。

【質改善にかかる円滑な意志決定を妨げる問題点】

QHC プロジェクトでは、上記(1)、(2)、(3)で得られる各種情報が県病院において適切に収集・管理されることで、優先すべき改善機会や質改善活動を得られる情報を十分に活かして決定するという病院の質改善にかかる意志決定を促し、より効果的に継続的改善活動が行われることを期待している。しかしながら、現時点ではこれらの各種情報が病院の質委員会によって十分に収集しきれておらず、収集されたとしても紛失したり、探すのに時間がかかったりといつでも情報が引き出せるように整頓されていない。また、データが羅列されているだけで情報化されておらず知見が引き出せず、そのため優先順位付け等の分析がやりづらい。さらに、質改善プロジェクトのモニタリングが十分に機能しておらず、プロジェクトがいつの間にかたち消えることもある、といった問題が散見しており、質改善にかかる意志決定を支える情報の流れにまだ改善の余地がある。

また 2018 年にはこの QHC モデルが南部 4 県の一部の郡病院にも導入され、県保

健局が各郡病院での定期自己評価の結果と優先改善課題のリスト、改善活動案とその進捗といった情報を収集し、整理することになっている。しかし、実際には県保健局による情報収集とその整理はまだ始まったばかりで十分に機能していない。

【想定される意志決定を円滑にする情報マネジメントのかたち】

組織内の質改善を促すには、(A) 意志決定者にとって何が優先的な改善機会かが判断できる材料を提供する必要がある。そして、(B) 質改善活動が始まったなら、質改善活動の進捗をモニタリングし、その進捗に対して介入するか、結果を待つだけでよいか介入すべきかを組織が判断する必要がある。これらを実現するには、(1)適切な調査票が使えるように、病院の質基準を管理する、(2)調査票を用いて評価員が調査し、その結果を整理・整頓する、(3)優先改善機会が決めやすいように、改善機会を一覧表にするなどの分析を施す、(4)調査結果を質委員会に報告する、(5)優先改善機会を議論して決める、(6)優先改善機会に対して質改善プロジェクトチームをアサインする、(7)質改善プロジェクトチームの活動をモニタリングする、(8)質改善プロジェクトチームの活動結果を集約し、報告して議論する、(9)質改善プロジェクトチームの活動に必要な介入を考える材料を提供するといった、諸々の活動要素が必要であると想定される。

これらの情報マネジメントのかたちを、ラオスの現状に即して検討し、実現するために、短期専門家の派遣が必要である。ラオスの現状を踏まえ、派遣される短期専門家は、手書き文書と MS エクセル等を用いた簡易な方法を用いて病院での質改善活動の意志決定を促す情報収集と情報管理、意志決定につながる情報整理の流れに関して十分な知識と経験をもち、適切な助言・指導そして講義ができることが必要である。

7. 業務の内容

本業務の目的は、以下のとおり。

- ・南部 4 県（チャンパサック県、サラワン県、セコン県、アタプー県）の県病院の質改善にかかる意志決定に役立つ情報（各種基準、各病棟での質基準の評価結果と優先改善プロジェクト、各病棟での改善プロジェクトの進捗等の情報のマネジメント等）が、質委員会によって収集され適切に管理されるよう、県病院における情報マネジメントについて、現状調査、実務のあり方の提案、研修モジュールの作成、研修の実施、実務指導を行うこと
- ・南部 4 県（チャンパサック県、サラワン県、セコン県、アタプー県）の県病院の質改善にかかる意思決定に関して、県保健局が監督指導するために必要な情報のマネジメントについて、現状調査、実務のあり方の提案、研修モジュールの作成、研修の実施、実務指導を行うこと

これらの目的・成果を達成するために、短期専門家は現地派遣中の長期専門家と協力の上、以下の業務を行う。

(1) 国内準備期間（2019 年 8 月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、プロジェクトニュース、他ドナー報告書、学術論文等を参照し、ラオスにおける「保健医療サービスの質改善プロジェクト」の現状を把握する。

- ② JICA 人間開発部及びラオス事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（和・英）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所にもデータを送付する。
- (2) 第一次現地業務期間（2019年8月下旬から9月下旬）
- ① 現状調査：南部4県の県病院の質委員会メンバー（副病院長、管理部職員、看護部または看護委員会職員、各病棟の医師長と看護師長）および、南部4県の県保健局の疾病・リハビリテーション課職員を訪問し、質委員会がどのように質基準を管理しているのか、そして質委員会が各病棟の質基準の評価結果と優先改善プロジェクト、改善プロジェクトの進捗といった情報をどのような仕組みで収集・管理しているのか、について現状調査を行う。この際、QHCの質基準のみならず保健省DHRが推進する5G1S（Dok Champa 認証）にかかるトライアルなど、病院の質の改善にかかる取り組みに関する全体が県レベルでどう取り扱われ、統合が取られているのかについても精査する。上記調査結果を「南部4県の県病院と県保健局の質改善モデルに関連する情報収集・管理の仕組みの現状調査結果」として取りまとめる（英文）。
 - ② 実務のあり方の提案：①の結果から、南部4県の県病院と県保健局に適した情報収集、管理、整理の仕組みと課題選定にかかるフローやツールを整理し提案する。提案内容を「県病院と県保健局の質改善における意思決定を促す情報収集・管理の仕組み／ツールの提案書」として取りまとめる（英文）
 - ③ 研修モジュールの作成と研修の実施：②の提案を元に、研修カリキュラムと教材を作成して、4県病院の質委員会と4県保健局のヘルスケア・リハビリテーション課職員からの選抜者（各県から副院長1、総務担当者1、医師1、看護師1と疾病・リハビリテーション課長を想定：計20名程度）を対象に研修を実施する。
- (3) 第一次国内整理期間（2019年9月下旬）
- ① 派遣1回目研修実施時に作成された各県の情報収集・管理と質改善課題抽出・活動にかかるアクション・プラン実施状況と結果について、精査・検討し、第二回派遣時におけるアクション・プランの発表・共有ワークショップを計画する。
- (4) 第二次国内準備期間（2019年11月上旬）
- ① JICA 人間開発部及びラオス事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ② ワークプラン（和・英）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所にもデータを送付する。
- (5) 第二次現地派遣期間（2019年11月中旬～11月下旬の約2週間）
- ① ワークショップの開催：(3)①で計画したアクション・プランの発表・共有ワークショップを開催する。ワークショップにて県病院を指導する県保健局における質改善のための情報マネジメントについて、

現状を踏まえた提言を行う。

(6) 第二次国内整理期間 (2019 年 11 月下旬)

- ① 報告および報告書作成：現地業務完了に際し、カウンターパート機関及び JICA ラオス事務所に対して業務結果の報告及び現地業務完了報告書（和文・英文）を提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 4 部（JICA 本部担当部、JICA ラオス事務所、プロジェクト、カウンターパート機関各 1 部）

和文 3 部（JICA 本部担当部、JICA ラオス事務所、プロジェクトへ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（各派遣時及び派遣終了時）

南部 4 県の県病院と県保健局の質改善モデルに関連する情報収集・管理の仕組みの現状調査結果報告書・県病院と県保健局の質改善における意思決定を促す情報収集・管理の仕組み／ツールの提案書・情報マネジメント強化のための研修カリキュラム・情報マネジメント強化のための教材（プレゼンテーション）・南部 4 県の県病院と県保健局における情報収集・管理の仕組みの改善状況調査結果報告書など、各派遣の際に作成・使用した資料についても内容に含めること。

和文 3 部（JICA 本部担当部へ提出）

英文 4 部（JICA 本部担当部、JICA ラオス事務所、プロジェクト、カウンターパート機関各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務に関する報告書（和・英）を作成し、2019 年 12 月 1 日までに JICA 人間開発部及びラオス事務所に提出し、報告する。

和文 3 部（JICA 本部担当部へ提出）

英文 4 部（JICA 本部担当部、JICA ラオス事務所、プロジェクト、カウンターパート機関各 1 部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。なお、利用する経路はハノイ、ホーチミン、又はバンコク経由便を原則とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2019年8月下旬～9月下旬、2019年11月中旬～下旬を予定しています。現地派遣期間は前後する可能性があります。

②現地での業務体制

本業務が対象とする技術協力プロジェクトの現地専門家の構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー
- イ) 母子保健
- ウ) 看護管理
- エ) 業務調整

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア 空港送迎：あり（パクセ空港）
- イ 宿泊手配：あり（パクセ市および4県内の要出張先）
- ウ 車両借上げ：一部行程に対する移動車両の提供（要事前調整）
- エ 通訳傭上：なし。ただし専門用語・プロジェクト活動に通曉した通訳が必要な場合にはプロジェクトと相談の上プロジェクト・スタッフの配置が可能
- オ 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジ
- カ 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム（TEL:03-5226-8349）にて配布します。

- ア) ラオス「保健医療サービスの質改善プロジェクト」帰任済み専門家業務完了報告書
- イ) ラオス「保健医療サービスの質改善プロジェクト」ベースライン調査報告書（英文）
- ウ) ラオス「保健医療サービスの質改善プロジェクト」ベースライン調査報告書要約版（英文）

② 閲覧資料

以下の資料については JICA のウェブサイトにて公開されています。

ア) プロジェクトニュース

<https://www.jica.go.jp/project/laos/017/news/index.html>

イ) プロジェクト概要

<https://www.jica.go.jp/project/laos/017/outline/index.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上